別記様式第５号（第６条関係）

加算要件の適用に係る誓約書

私は、近江八幡市体験型事業創出事業補助金の加算要件の適用に当たり、下記の事項について誓約し、同意し、及び承諾します。

記

１　令和７年３月３１日までに、近江八幡市ふるさと応援寄附推進事業実施要綱（平成２９年近江八幡市告示第８４号の３。以下「要綱」という。）第７条第３項に定める謝礼品に、補助対象事業を登録します。

２　上記の登録をするに当たって必要となる次に掲げる要件を満たしていることを確認しました。

⑴　近江八幡市を全国へ発信・ＰＲし、本市のブランドイメージの向上及び信用・信頼の確保・向上を近江八幡市ふるさと応援寄附推進事業（以下「本事業」という。）への参加の主たる目的とすること。

⑵　要綱及び「近江八幡市ふるさと応援寄附推進事業事業者ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に記載の要件等を全て満たし、ガイドラインを遵守し、並びに総務省「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのＱ＆Ａについて」に準拠すること。

⑶　当該年度の近江八幡市競争参加資格審査申請を行い、有資格者名簿に登録している又は登録見込みであること。

⑷　関係法令及び近江八幡市の条例、規則等を遵守すること。

⑸　謝礼品請負事業者登録申請に係る提出書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと。また、記載事項に変更が生じたときは、直ちにその旨を届出すること。

⑹　故意又は重大な過失により、市に損害を発生させた場合は、登録終了後に発覚したときであっても、その全ての責任を負うこと。

⑺　ガイドラインに違反した場合は、本事業に係る謝礼品の請負事業者としての登録が取消しとなることを承諾すること。また、その際に発生する損失利益、発生した損害又は不利益等について、一切の申し立てを行わないこと。

⑻　近江八幡市物品供給競争参加資格又は近江八幡市役務提供競争参加資格を失した場合に、謝礼品請負事業者としての登録が取消しとなることを承諾すること。

⑼　近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準（平成２９年近江八幡市告示第２４３号）の定めるところにより、入札参加停止又は指名停止措置要件に該当した場合は、本事業においても、登録の取消し又は停止措置を行うことを承諾すること。

⑽　本事業で得た情報及び個人情報は、登録期間中及び登録終了後も決して利用・口外・漏洩はしないこと。

⑾　謝礼品に起因する苦情等に関する対応及び費用は、請負事業者の負担とすることを承諾すること。

⑿　現に自社ホームページを有し、ホームページ上で販売等を行っていること。

⒀　インターネット環境を有し、パソコン（タブレット・スマートフォンは不可）を使用してのメールでのやりとり及びワード・エクセル（ＣＳＶデータ等）で作業ができること。

⒁　インターネット通販等の自社事業の電子商取引の足がかり及び販路拡大を目的として、本事業を活用すること。

⒂　本事業は、予告なく突然終了する可能性があるため、本事業に軸足を置いた事業経営をしないこと。

⒃　次のいずれかの事由により、本事業を終了した際に発生する損失利益、発生した損害又は不利益等について、一切の申し立てを行わないこと。

　　ア　本事業が、一定の成果を達したと認められたとき。

　　イ　地方税法（昭和２５年法律第２６６号）第３１４条の７第２項の規定による指定がなかったとき。

　　ウ　その他やむを得ない事情が発生したとき。

３　補助対象事業の謝礼品への登録状況について、ふるさと応援寄附主管課に確認することに同意します。

４　令和７年３月３１日までに、要綱第７条に定める謝礼品に補助対象事業が登録されなかった場合は、加算分の補助金を速やかに返還します。

年　　　月　　　日

近江八幡市長　宛

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　所 | 〒　 |
|  |
| 法人名(法人のみ) |  |
| 代表者役職（法人のみ） |  | フリガナ |  |
| 代表者氏名 | （署名又は記名押印） |
| 性　別 | 男　・　女 | 生年月日 | 年　　　　　月　　　　　日 |